

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるとは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医の登録
国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
争議行為の実施
- 飼料の試験の結果の概要
- 土地改良事業の認可
- 入会林野整備計画の適否の決定
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 開発行為に関する工事の完了(三件)
- 鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 電気工事士試験の実施
- ◇ 正 誤 鳥取県税条例の一部を改正する条例中訂正

告 示

鳥取県告示第三百三十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
伊 藤 光 三	鳥医第二、三三七号	昭和五十四年三月二十二日

鳥取県告示第三百三十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定に

より、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
伊藤光三	鳥国医第二、三三七号	昭和五十四年三月二十二日
市場聡	鳥国医第二、三三八号	昭和五十四年三月三十一日

鳥取県告示第三百三十四号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長加藤泰蔵から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- (一) 賃金引上げに関する要求の件
- (二) 産業別最低賃金に関する要求の件

(一) 夏季一時金に関する要求の件

二 日時

昭和五十四年四月十五日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国

府町）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第三百三十五号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十四年一月及び二月に収去した飼料の試験の結果の概要を、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試 験 結 果							その他 の検査	備 考										
				粗たんぱく質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素			水溶性窒素	ペクチン消化率								
広島市 船入糧工株式会社 社広島工場	西伯郡淀江町船入 飼料株式会社 鳥取流通センター	イリフネ種豚用配合飼料 ゾクタネ	53.12.17.0	2.8	2.9	5.2	0.90	0.65	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
		イリフネ牛用飼料 マイク ロカーフ	54.1.16.8	2.5	4.6	5.9	0.92	0.46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
福岡市 河田飼料株式会社 社福岡工場	米子市 山陰食鶏農業協 同組合飼料中継 基地	規)イリフネ子豚用配合飼 料 マイクロヤソグ	53.12.16.8	4.0	2.3	4.3	0.70	0.62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	りん0.03%不足	
		二種混合(小割)	53.12.10.2	—	—	1.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	りん0.04%不足
小野市 全国酪農業協同 組合連合会 関西飼料工場	米子市 鳥取県酪農業 協同組合連合会	規)ゴールドカーフスター ター	54.1.19.2	3.0	5.0	6.5	0.90	0.69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		規)幼牛育成用	53.12.17.2	2.8	4.7	6.3	0.91	0.68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小野市 全国酪農業協同 組合連合会 関西飼料工場	米子市 鳥取県酪農業 協同組合連合会	規)マルカ印ゾロイラー肥 育後期用配合飼料 ハイ ゾイラー・F	54.1.18.1	6.9	1.9	4.2	0.81	0.61	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)マルカ印ゾロイラー肥 育後期用配合飼料 ハイ ゾイラー・G I	54.1.18.8	7.4	2.0	4.6	0.94	0.68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小野市 全国酪農業協同 組合連合会 関西飼料工場	米子市 鳥取県酪農業 協同組合連合会	規)マルカ印ゾロイラー肥 育前期用配合飼料 ハイ ゾイラー・S I	54.1.123.0	7.4	2.5	5.1	0.90	0.67	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		規)ゾールドカーフスター	54.1.19.2	3.0	5.0	6.5	0.90	0.69	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

神戸市 日清製粉株式会社 神戸飼料工場	同	上	日清印乳牛用配合飼料 東伯2号ペレット									
			54.	116.7	2.8	5.4	7.71	460.68	—	—	—	—
神戸市 近畿くみあい飼 料株式会社 本社工場	米子市 鳥取県経済農業 協同組合連合会 米子支所	左	くみあい配合飼料 肉牛用 ペレット									
			54.	213.0	8.3	3.4	5.70	990.55	—	—	—	—
			規 くみあい配合飼料 ニューキソグビーフ後期									
			54.	212.7	4.1	4.3	5.00	690.53	—	—	—	—
			くみあい配合飼料 ビゾゴ ールドA									
			54.	219.3	5.4	1.7	4.50	720.62	—	—	—	—
			くみあい配合飼料 ビゾゴ ールドC									
54.	215.2	3.3	2.6	4.40	640.57	—	—	—	—			
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	同	左	くみあい配合飼料 モール ット									
			54.	221.7	4.4	3.3	5.81	040.59	—	—	—	—
			くみあい標準配合飼料 育雛用後期									
			54.	214.5	3.5	4.1	6.61	270.76	—	—	—	2,680
くみあい配合飼料 種豚用 ハイブリード												
54.	215.6	3.1	4.3	5.40	700.63	—	—	—	—			

注 1 飼料の名称の欄中「規」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄中個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第三百三十六号

気高町から申請のあつた町営土地改良(夏ヶ谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年四月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百三十七号

西伯郡西伯町大字掛相三四五番地掛相入会林野整備組合長大江美彦から申請のあつた掛相入会林野整備計画については、昭和五十四年三月二十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に關する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

相掛入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年四月十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第三百三十八号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の名称	主たる事務所所在地	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二百十五	鳥取県東部森林組合	鳥取市湖山町西一丁目三二八の二番地	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	鳥取県東部森林組合苗畑	鳥取市湖山町西一丁目

鳥取県告示第三百三十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基

つき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
十四	小椋義春	東伯郡三朝町 木地山五一	穂の採取並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	小椋義春苗畑	東伯郡三朝町 木地山

鳥取県告示第三百四十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十月十九日 鳥取県指令受米土維第千二百二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陽田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市昭和町一五一二番地

田中興産有限会社

代表取締役 田中美恵子

鳥取県告示第三百四十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十二月二十六日 鳥取県指令受都計第四百九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市長砂町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市永江二八〇番地四 北嶋喜満

鳥取県告示第三百四十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に

より告示する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年十月十四日 鳥取県指令受都計第三百二十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡若桜町大字高野字ドフドフ、字五輪河原及び字馬場田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡若桜町大字若桜

若桜町

若桜町長 武田吉造

鳥取県告示第三百四十三号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十四年四月二十三日から施行する。

昭和五十四年四月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

米子市役所出張所

米子

市中町

を

に改める。

米子市役所出張所

米子市中町

河崎出張所

米子市河崎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年四月十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十四年四月十六日 午後二時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

- (1) 昭和五十四年度鳥取県教科用図書選定審議会委員の任命について
- (2) その他

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和54年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和54年4月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和54年6月24日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基礎概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線

4 屋側配線	電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
5 屋内配線	電気工事の施工方法	1 配線工事の方法 2 電気機器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びキャブライヤケーブルの取付方法 4 接地工事の方法
配 線 図	一般用電気工作物の検査方法	1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
配 線 図	一般用電気工作物の保安に関する法令	1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気

用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対して実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和54年8月19日(日曜日) 午前8時30分から午後5時まで
イ 場所 鳥取市

(2) 試験科目

- ア 電線の接続
- イ 配線工事
- ウ 電気機器及び配線器具の設置
- エ 電気機器、配線器具並びに電気工事に用いる材料及び工具の使用法
- オ コード及びキヤプタイヤケーブルの取付け
- カ 接地工事
- キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定
- ク 一般用電気工作物の検査
- ケ 一般用電気工作物の故障箇所の修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課危険物係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合格した者であることを証明する書類を添付すること。

- (1) 受験願書
鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。
- (2) 写真
受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受験願書の受付期間

昭和54年5月10日から同月25日まで

5 受験手数料及び納付方法

- (1) 受験手数料 4,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇所にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。

7 その他

不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

五 附 則

鳥取県税条例の一部を改正する条例（昭和五十四年三月鳥取県条例第二十三号）中次の箇所を「〇」に「△」を、「△」を「〇」に改正する。

頁	第	行	第	頁
七	上	十一及び十二	第五百二十二条の三	第五百二十三条の二